

ワシントン条約とトラの保全

トラは、すでに個体数が 3,500 頭を下回り、今世紀の存続が危ぶまれている種である。その主要な脅威は、生息地の消失・分断化とともに、漢方薬の原料となる骨や毛皮を目的とした密猟である。ワシントン条約が発効した 1975 年以来、附属書 I に掲載され（アムールトラのみ 1987 年より）、商業目的の国際取引は禁止されてきた。それにもかかわらず、虎骨を中心とした漢方薬目的でのトラの身体部分の需要は根強く、また毛皮の需要も絶えることはなかった。

そこで、ワシントン条約では第 9 回締約国会議（COP9）（1994 年、米国）で決議 9.13 を採択し、トラの身体部分の違法な国際取引の効果的な抑止策のほか、生息国における保全努力と、消費国における消費需要抑制・国内取引規制が求められた。COP10（1997 年、ジンバブエ）ではその決議が強化され、消費国においてトラの身体部分を含むと表示された製品を国内取引規制の対象とするための措置を求めるほか、関係国に事務レベルとハイレベルの使節団を送り、事態の改善を推進する試みが行われた。

当時日本では、虎骨やトラのペニス、それらを含有した薬や食品の国内取引が規制されていなかった。そこで 1999 年に事務レベル、ハイレベルの使節団が相次いで来日し、その成果として、2000 年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」が改正され、国内取引の規制が実現した経緯がある。中国は、当時すでに虎骨入りの漢方薬の国内販売は禁止していた。しかし、現実に国内での入手は容易で、しかも日本や欧米で中国製の虎骨入り漢方薬や酒が売られているという状況であった。そこで、規制に基づく取締り強化や、虎骨等の需要の減少などが使節団により求められた。

その後、COP12（2002 年、チリ）では、決議 9.13 が改訂され、その対象がトラだけでなくすべての附属書 I 掲載のアジア大型ネコ科動物（インドライオン、ヒョウ、ユキヒョウ、ウンピョウ）に拡大されることになった。COP13（2004 年、タイ）ではチベットでのトラの毛皮需要の急上昇なども問題になるとともに、タイのトラ・ファーム（観光用の見せ物施設）から中国の施設への 100 頭ものトラの輸出が話題になった。この事例は、その後の中国トラ・ファーム問題を予感させるものだったといえる。

COP14（2007 年、オランダ）では中国でのトラ・ファーム問題が大きな議論になった。中国は依然として虎骨、それを含有した漢方薬の国内取引を禁止しているが、トラ・ファームでは死んだトラの虎骨等が廃棄されずに備蓄されている。そのことから中国が近い将来国内取引を解禁するのではないかと、さらにはその国際取引解禁を CITES に提案するのではないかと推測が提起された。中国は、国際取引は考えていないことをくり返し主張している。ただし、国内取引については現時点で解禁はしないとしつつ、適切な在庫と流通の管理が整えば、生物資源の持続可能な利用は否定されるべきでないとして主張しており、国内需要を積極的に低減して国内マーケットを消滅させようという考えはないようである。この姿勢が、インドなどトラの生息国の反発を買い、激しい議論が戦わされている。

なお、ワシントン条約の枠にとどまらないが、2010年11月、ロシアのサンクトペテルブルクでトラ生息国の首相級会合である「タイガー・サミット」が開催され、「サンクトペテルブルク宣言」と「国際トラ回復計画 2010-2022」が採択された。ワシントン条約や各国の国内法に基づく取締り強化によるトラ製品の違法取引の撲滅もその大きな課題の一つとされている。

(坂元雅行)